

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 産業建設分科会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 三宅
日 時	平成25年8月28日(水曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 33 分
出席委員	福井 ○菱田 井上 馬場 小島 齊藤 日高 湊		
出席理事者	船越産業観光部長、山田産業観光部担当部長、竹内農林振興課長		
出席事務局	今西事務局長、三宅		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 1名(中村)

会 議 の 概 要

10:00

1 開会（委員長あいさつ） 事務局日程説明

2 事務事業評価対象事業について （１）農業担い手づくり育成事業に係る状況把握 （産業観光部説明、参考人意見聴取）

[理事者入室]

< 産業観光部長 > あいさつ

< 農林振興課長 > 資料に基づき説明

～ 10:18

[質疑]

< 日高委員 >

資料1、農業法人への就職先の件数は。

認定農業者の状況について再度説明を。

< 農林振興課長 >

公的に認定を受けている方が67名、市認定の方が28名、計95名が現在、認定を受けている状況である。

< 産業観光部長 >

認定農業者は、地域の農業後継者として位置付けているが、それは、年間4百万円の農業所得を計上する計画を立てることや、年間2千時間以内の就農計画を立てること等の要件を満たす方を、国の法認定として位置づけられるものであり、有利資金等、各支援策を受けることができる。その予備群として、本市では市認定という制度を設けている。一方、認定就農者とは、これから農業の担い手として育成していくべき対象として認定する京都府の制度であり、将来的にはその方々が認定農業者となるよう、育成しようとするものである。

農業法人は二通りあり、一つには集落営農型の農業法人、これは保津、旭、河原林や、古いところでは犬甘野営農組合がある。もう一つには農業委員会が農地法上の認定を行うものがあり、これらの法人には就農が可能と思われる。集落営農型では地元の方を優先されるのが基本であるが、保津の農事組合法人では、地区

外からの就農者も受け入れている。

< 小島委員 >

担い手づくり後見人の設置について、その実情は。後見人は充足しているのか。

< 農林振興課長 >

就農希望者があれば、その都度その地域にお願いしている現状である。

< 産業観光部長 >

現実的には地域の農家組合長に相談し依頼しており、既に決まっているものではない。

< 井上委員 >

担い手養成実践農場には、いつから取り組んでいるのか。

途中での脱落者の有無は。

後見人の仕事の内容は。

< 農林振興課長 >

平成 23 年度から実施している。

資料 1 の 2 ページに記載のとおり離脱・不明者が 9 名の状況である。

< 産業観光部長 >

農業の実態を知らずに関わってみた結果、離脱されたものと思われる。

技術指導と後見人の 2 面あり、地域に根ざす点で、日々のお付き合いにおける相談等の窓口となっていていただいている。

< 農林振興課長 >

資料 2 の 2 ページに実施要領を掲載しているので参照願う。

< 馬場委員 >

資料 1 の 1 ページ、就農サポーター研修における賃金 128 千円 / 月に係り、これを受けられる条件は。

2 ページ、就農サポート研修者の就農状況に係り、市内者については 4 分の 1 が研修後未定の状況であることに対して、市外者については 4 分の 3 が離脱・不明の状況である。市内外の差異はどのような点にあるのか。

3 ページ、研修用施設整備費の見積に対する執行が少なかったことから、行政が考えていることと就農者との間にギャップがあるのではないか。

< 農林振興課長 >

府農業総合支援センターの事業であるが、資料が手元にない。

それぞれの思いによるところがあり、マネージャー設置により相談に応じる体制をとっているが、今後、よりサポートに努めていきたいと考えている。

当初の計画では、パイプハウスリースを 3 名分見込んでいたが、それぞれ借りられる中身が異なり、このような実績となった。

< 齊藤委員 >

そもそもこのような施策が必要なのは、農業従事者が減少している厳しい状況にあるからであり、離脱者がでるのは当然のことである。一人でも多く残って農業後継者が育成されることを願っている。

[理事者退室]

～ 10 : 35

[参考人入室 (京都府青年農業士 藤村早苗氏)]

< 福井委員長 >

農業担い手確保・育成支援施策に係る実態把握を行うことを目的として、京都府青

年農業士の藤村早苗様に出席いただいた。新規就農者のとりまく環境、課題と感じていること、行政に希望することなど、農業者、担い手としての声を求めたい。

< 藤村氏 >

種苗関係を行っているので農家とは離れている部分があるかもしれないが、若手就農希望者の意見を集めてきたので報告させていただきたい。

まず、農業後継者不足に対して補助金交付等により支援いただいていることには大変感謝している。その中でいくつかの希望を述べさせていただく。

- ・土地の確保について、耕作放棄地の場合は整備するだけでも大変な時間と労力が必要であり、土地整備に係る支援や土地集積によりすぐに使えるような状態に管理されるような機関があればありがたい。
- ・一人で就農して手助けがないことから、忙しい時期には人員の派遣をする機関や、実践農場であれば指導員が設置されているが、指導員も一人で負担が大きいようであれば、指導員、作業員の派遣等も必要である。
- ・農地を確保できたとしても近くに作業場がないことから、作物を運搬して作業するリスクや共同冷蔵庫等の使い勝手等を配慮し、農地の近くに作業小屋等を建てられるような補助や申請の緩和等を願いたい。
- ・農機具を購入したいと思っても、補助を受けている間は農機具を買えないといった問題がある。実践農場であれば指導員のトラクターを借りることができるが、指導員もトラクターを必要とする状況が重なることもあり、自由に使えない。やはりトラクターや種機等は早い段階から自分のもので身に付けて実践していきたいという声がある。
- ・家から通える距離に農地があることが前提であるが、その住む家がない場合や一人暮らしでは生活に追われることから、共同の寮生活のような合宿所や学校みたいなところで、初めての方を受け入れて生活、農地を提供してもらえよう環境が理想との声もある。

< 福井委員長 >

今いただいたご意見に対し各委員から質問等はないか。

< 日高委員 >

新規就農の研修を受けている方の男女の数は。

< 福井委員長 >

その質問については主管課に確認する。

< 小島委員 >

亀岡の立地に合った作物の中で、就農者はどのような作物を希望されているか。

< 藤村氏 >

少量多品目で、料理屋や直売所等に出したい方が大半だと思う。最初は試行錯誤の模索の中で、自分に合ったものを見つけてやっておられる感じであり、大量生産による産地化をめざす考えの方は少ないと思われる。また有機にこだわる方も多く、有機だけにかかわらず無農薬、無肥料、自然栽培や自然農法に重点を置く方など、それぞれがこだわりを持って行っておられるのではないかなと思う。

< 馬場委員 >

大型の農業機械を個人で購入することは困難であるが、集落では共同使用されている例があることから、集落に溶け込む点で確立されるべきことがあれば意見を求めたい。

インターネットを通じた農作物販売について、行政の支援を求める声はあるか。

< 藤村氏 >

地域に溶け込むにはその土地に住むことが大切である。しかしその住む家があるのか、またその世話をしてくれるのは誰か、その土地に住みたいと誰に言ったら実現できるのか、はっきりしていない。例えば、自治会にその窓口を設けていただければ、そういった問題は解消されるかもしれない。世話役を誰に決めるのが大変かもしれないが、地域に溶け込みやすくなるので、ぜひお願いしたい。

インターネットでの販売はそれぞれ個人で行っている方が多いことから、それらの方を集めて、色々なニーズに対応ができるよう、組織、分担化することや、技術の共有を図る体制をとっていければよいと考えるが、まずは個人でされていることの集約が必要と思われる。

< 湊委員 >

担い手育成といって施策を行っているが、補助金を交付して後は農家に任せきりになっているのが本市の現状と思われる。全国的にみて、担い手育成をされている農業地域では当然と思われることが、本市ではできていないことを改めて認識した。他府県で農業担い手育成のための施設整備等が進んでいる事例は。

< 藤村氏 >

行政分野では把握していなく申し訳ない。企業では雇用という形態でハウス一棟を任せてやってもらうなどが主流ではないかと思う。京丹波には「八百一の郷」があり、京都の大丸、高島屋、伊勢丹などのデパートの地下で自社農場の作物を販売されている。そこでは、とても若い方が寮を充てがわれ、勤務をシフト制にして、しっかり休みをとって無理のないように働いているものと思われる。そのようなものが行政により実現できれば大変すばらしい。

< 井上委員 >

耕作放棄地については開墾だけでも相当の時間、労力が必要になるが、トラクター等の農業機械がない中で、どのように開墾するのか。

< 藤村氏 >

指導していただいている方のトラクターを借りていると思われる。土地作りは有機肥料や牛糞等の仕入れが伴い、大変経費と労働力がかかる。耕作する人の努力しかない状態である。

< 齊藤委員 >

農地の確保については大きな問題である。耕作放棄地を整備する必要性を感じるどころである。

苗販売の現場において、従前の農業者と新規就農者の苗の買い方等を比べ、こうしたらよいのではと思っているようなことはないか。

< 藤村氏 >

少量多品目の中、やってみて自分には何が合っているのかを見極めている方が多い。例えば、試行的にでも農家のやっておられることをじっくりみて把握することができれば、自分の向き不向きを判断することができる。

また、たわわ朝霧等の直売所に出されている方は、他の農家と違う作物をつくろうとされている。実践農場では補助がもらえる間に数種の作物を試しに作付けして、自分たちで試行錯誤して合ったものを見つけておられるので、はじめからこれであるという覚悟の方は少ないと思われる。

< 齊藤委員 >

「八百一の郷」は元々京都に本社があったのか。

< 藤村氏 >

株式会社セントラルフルーツの子会社というか、関連会社として事業展開されてい

るものと思われる。

< 菱田副委員長 >

実際の農家は、少しずつ規模を拡大したり、農機具を更新したりしているので、いきなり農機具を買えないといったことも、ある程度は本人が工夫しながらやっていけるものと思う。新規就農を志す方には、何年も前から計画して一定の貯金をもっている場合や全くない場合など個人差があるが、ハード、ソフト面のサポートは大切である。

実践農場は個々でされているが、それをグループ化して集団で取り組むことも考えてみるべきである。そうした場合に必要なサポートについて意見を。

Uターン就農、農業後継者からの声は。

< 藤村氏 >

とてもすばらしいことと思うが、自分が主でやりたいという農業者とそうでない方があり、経営者、社員の適性を見極めてグループ化しないと、うまくいかないと思われる。

新規就農者には全くの新規の場合と農業後継者の場合があるが、全く初めての方には、受けられるサポートはたくさんあるが、農業後継者の場合は、農地があり、親がいるので、中々補助がもらえない現状がある。その方々からは、規模を拡大したくても補助がないので厳しいという声を聞く。また、親との話し合いの中から方向性を見つけ、親とは違う観点で農業をしたい場合には、補助をもらえるしくみは必要と思う。

< 福井委員長 >

市内の若手農業者の情報交換できるネットワークを行政が支援できればと思うがいかがか。

< 藤村氏 >

京都丹波農業青年クラブがあり、事務局を南丹広域振興局においている。今年で43年目になる歴史あるクラブとして継続されている。8年程前は地域の担い手といっても若い方は少なかった。最近は若い農業者が増え、色々な情報交換を行えるようになった。市内にはそういうことを望んでいる方がどれほどおられるかわからないが、本市にもこのようなものができれば素晴らしいと思う。

< 福井委員長 >

大変参考になった。いただいたご意見等は今後の委員会活動に生かしていきたい。お礼申し上げます。

[参考人退室]

～ 1 1 : 1 1

(2) 事業選定の再検討、論点整理

< 福井委員長 >

前回、事務事業評価対象事業について、3事業を選定したが、橋梁維持経費については、橋梁長寿命化修繕計画の策定に係る財政計画とのすり合わせがこれからの段階であり、今回の評価にはなじみにくい点があることから、選定事業から除外したいと考える。いかが。 < 了 >

代替え案として、次に意見の多かった道路維持経費の交通安全施設整備事業について協議したい。

交通安全施設整備事業とは、道路維持費における道路反射鏡や防護柵の設置のほか、

道路新設改良費における用地買収を伴う道路改良や、自治会が実施する交通安全施設整備に対する補助なども含まれ、その対象は広範となる。

交通安全を目的とする道路事業において、交通安全施設整備の何に焦点を当てるのか、明確にできるならば3項目目の事業にしたいと考える。

前回、馬場委員から篠町の府道の安全対策社会実験に係る意見が出されていたが、特に通学路の緊急交通安全対策の実施状況を評価することであれば、H24補正予算を6月定例会開会日に即決、9月補正も増額計上を可決した経過があるため、市民の関心も高い中身である。ただし通学路対策は、政策推進室、教育部との関係、また国、京都府、公安委員会との関係にも留意する必要がある、取り扱いが難しいと思っている。論点を明確にして対象を絞ることができればと考えるがいかがか。

<馬場委員>

地域こん談会では、ほとんどが道路の安全対策に係る要望である。決算審査を通じて地域要望の対応状況や今後の方向性を明確にできればと考えている。もう一つには、交通安全施設には着眼せず、インフラの現実問題として市道の維持管理について、橋梁と同様に老朽化していくほか、バリアフリーの対策も要求されているので、そこに絞ってみてはと考える。そのどちらかに絞ってはどうか。

<福井委員長>

道路の維持管理に主眼して将来の方向性を含めて論点にしてはという意見である。常任委員会では、道路整備に係り宇部市に視察調査を行った経過もある。いかがか。

<井上委員>

交通安全施設整備よりもインフラ整備に絞ってみたほうが、やりやすいのではないかと思う。

<福井委員長>

論点を明確にできるならば、取り上げたい。

<菱田副委員長>

宇部市では道路の維持管理について、本市よりも規模が大きいにもかかわらず道路整備要望に対してルール化した取り組みをされていた。一方、市民からは、山間部では中々道路整備に対応せず、地域間格差があるとの意見を聞いている。それらのことを踏まえ、道路の維持経費を取り上げて事務事業評価での議論を通じて、今後の施策の方向性を導いていくことができればと思う。

<福井委員長>

道路の維持管理にポイントを絞ることではいかがか。

<湊委員>

安全対策についても触れるべき。それぞれの地域から要望をいただく中には、里道に関するものが多い。例えば里道と市道の接点などは安全管理が行き詰まっているところが多い。その点についても合わせて審査できればと思っている。

<福井委員長>

論点を絞るのは困難であるが、道路維持費の中には、交通安全施設整備も含まれるので、その点を含めた議論は許容されるもの。選定事業としては、道路維持管理事業として選定し、道路の維持管理の方向性を主な論点としたい。＜了＞

他の2事業について、前回の意見を踏まえ論点を整理したので、確認願いたい。

○農業担い手づくり育成事業

[評価の視点]

- ・Uターン就農者等の実態
- ・国・府の支援策の活用状況、

- ・地域農業再生協議会への助成状況等

[論点]

多様な就農形態に応じた必要な支援が効果的に行われているのかを検証し、担い手確保・育成に向けた市の行うべき施策のあり方を考える。

- 商店街等活性化事業

[評価の視点]

- ・商店街等の現状
- ・各種補助施策の活用状況及び効果の検証
- ・活性化に向けた支援のあり方、施策の方向性

[論点]

各種補助施策は、一過性、限定的な効果となっていないか検証し、商店街振興のための望ましい支援のあり方、施策の方向性を考える。

< 福井委員長 >

当然、審査の中で視点や論点は変わってくる可能性があるが、事前の段階として、評価シートに記載するとともに、各担当課にこのような内容を伝えたいと思う。いかがか。道路維持管理事業については、以上の意見を踏まえ論点をまとめたい。

< 了 >

3 その他

[福井委員長、分科会審査日程案を別紙に基づき説明]

< 福井委員長 >

27日に事務事業評価を行い、その後、分科会の討論・採決を行いたい。

なお、現地視察を行う場合は、事務事業評価の前の26日、午後3時からを予定したいと考えるが、現地視察についてご意見を。

特にないようであれば、現時点で現地視察は予定しないこととする。

< 了 >

< 福井委員長 >

9月12日の決算特別委員会における当分科会の抽出事業としては、正副委員長一任により協議した結果、商店街等活性化事業を取り上げることとしたので報告しておく。 < 了 >

以上で本日の分科会を閉じ、休憩の後、常任委員会を開催する。

～ 11 : 32